

予習課題 通商・投資・金融における規制のあり方の違い

国際経済関係は、通商（貿易）・投資・金融の 3 つに分類されることが多い。このそれぞれは、それぞれに特有の法的規制を有している。

通商については、古典的には二国間の友好通商航海条約（例、1953 年日米友好通商航海条約。参照、外務省[条約データ検索](#)）で規律されていた。今日の国際通商関係の法的規制は、[世界貿易機関\(WTO\)](#) ([WTO 学生向けページ](#)・[外務省サイト](#)・WTO 概説ビデオ (MP4, WMV)) によるものを中心としつつ、FTA/EPA ([外務省サイト](#)・[経産省サイト](#)) などの二国間・地域間条約が補完する形で成立している。WTO 加盟国は通商規律を扱う様々な協定 (WTO 諸協定 [日・英]。参照、[2012 年版不公正貿易報告書](#) 第 II 部・[WTO サイト](#)) に拘束され、そこに定められる権利を有し、義務を負う。それら規則に関する紛争が生じる場合には、WTO の定める紛争処理手続により、国家間の争いとして紛争が処理される ([2012 年版不公正貿易報告書](#) 第 II 部第 16 章・WTO ビデオ [概説 (MP4, WMV)・[ケーススタディ](#)])。

投資については、伝統的には投資受入国の国内法による規律を受ける（紛争処理は投資受入国国内裁判所でなされる）ほか、国際法に基づくものとしては、外交的保護による投資家母国の保護があり得た。今日では、投資保護条約に基づく保護が中心となっている。投資保護条約（参照、[日本が締結している条約](#)）は、投資・投資家の保護を相互に約束する国家間の合意であり、そこに、どのような投資・投資家をどのように保護するかについて具体的な規定が置かれる ([経産省サイト](#))。現在世界全体で 3000 にも上ると言われるそれら条約の多くに、投資家が投資受入国を訴えることができる投資家対国家紛争処理 (investor-State dispute settlement: ISDS) 条項が含まれている ([2012 年版不公正貿易報告書](#) 第 III 部第 5 章)。ISDS のために用いられる機関として、たとえば投資紛争解決国際センター (ICSID) が著名である（投資に関する国際的規律全体について、[国連 Audiovisual Library](#)）。

金融関連では、通貨に関して[国際通貨基金\(IMF\)](#)が[一定の役割](#)を果たすほか、[チェンマイ・イニシアティブ](#)などの地域的取り組みもある。さらに、市中銀行（民間銀行）に関する規制として、バーゼル銀行監督委員会 ([日銀サイト](#)・[BIS サイト](#)) によるものが知られている。通貨・金融関連規制の特色は、いずれも法的拘束力を持たない非法的規則によるものであることである。

このように、それぞれの経済分野において、それぞれ異なるあり方の規制がみられる。なぜこのように異なっているのだろうか。また、今後も異なり続けるべきなのだろうか。

また、最近、[TPP](#) をめぐって展開されている[賛成論](#)・[反対論](#)は、上記のような国際経済に関する法的規律に照らして、どのように理解・評価すべきだろうか。

* * *

国際法を学んだことのない（あるいは、学んでいても上記課題文がよく理解できない）受講生は、国際法教科書の関連部分（例えば、酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011 年）第 5 編第 1 章）を読んでくること。上記課題の中に理解できない用語がある場合も、国際法教科書で調べてくること。参考文献は、前掲『国際法』章末参考文献のほか、さらに必要であれば[国際法・国際機構法受講生のための学習資源](#)で検索されたい。